

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業)について

一般社団法人全国浄化槽団体連合会 専務理事 佐々木 裕信

1. はじめに

一般社団法人全国浄化槽団体連合会(以下「全浄連」という。)は、今年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業)」補助事業者の公募に応じたところ、補助事業者選定のための評価委員会における審査の結果、補助事業者として2017年3月9日採択され、環境大臣より補助金の交付決定を同年4月3日受理しました。この補助金は、省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業に要する経費を補助することにより、101人槽以上の既設大型合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出量を抑制して効率的な汚水処理を実現し、地球環境の保全及び生活環境の保全に資することを目的としています。全浄連では6月からこの事業の周知を図るため、全国で説明会等を開催しています。

本事業の実施によりエネルギー起源二酸化炭素の排出量を確実に削減されることが重要であることから、申請に当たっては算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただくとともに、事業完了後は削減量の実績を報告していただきます。

2. 背景

2015年9月、ニューヨークの国連本部では国連サミットが開催され、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。2030年を目標にこのアジェンダ(検討課題)の中核となるのが、貧困撲滅や飢餓ゼロ、エネルギーのクリーン化等17のグローバル目標と169のターゲット(達成基準)からなる「持続可能な開発目標(SDGs)」でした。大きな特徴は先進国、開発途上国を問わず全ての国々に普遍的に適用されることで、特にグローバル目標13におい

ては「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策等を取る」としています。その取り組みの中心となるのが国連気候変動枠組み条約であり、続く2015年12月、フランス・パリで開催されたCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)では、京都議定書に替わる新たな枠組みとして2020年以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効されました。

パリ協定では、温室効果ガス排出量ゼロへ向け世界全体の温暖化対策を継続的に強化していくため、全体目標として「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」に向けて世界全体で今世紀後半までには、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向が打ち出され、世界全体で低炭素社会、さらには脱炭素社会を目指すことが決定されました。我が国は2030年度までに2013年度比で26%の温室効果ガス排出量削減を目標としています。さらに長期的な観点では、第4次環境基本計画において、2050年までに温室効果ガスの80%削減を目指すこととしています。

一方、国内的には財務省は今年度予算の説明において、エネルギー対策について「長期エネルギー見通し《エネルギーミックス》(2015年7月16日 経済産業省)の実現に向け、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民的負担の抑制の両立に向けた取り組みをはじめ、エネルギーの安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしており、具体的には、再生可能エネルギーや省エネルギーに資する技術の開発・設備等の導入等を推進することとしています。一般会計のエネルギー対策費として昨年度当初予算額に対して327億円(3.5%)増の9,635億円を計上しています。

また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「省エネ法」という。)」が1979年に制定され、1999年の改正により、エネルギー消費効率の向上と普及促進を目的として「トップランナー制度」が導入されました。この制度は、出荷される製品の省エネルギー基準を現在商品化されている最高のエネルギー消費効率以上に定めるもので、この対象となるのが特定エネルギー消費機器とされ、その要件は①我が国において、大量に使用されているもの、②相当量のエネルギーを消費するもの、③エネルギー消費効率の向上を図ることが必要なものとされています。

三相誘導電動機(以下「モータ」という。)は、産業部門においてポンプ、送風機、圧縮機などの用途で幅広く利用されており、産業用で使用されるモータによる消費電力量は世界の消費電力量全体の40~50%を占めるとされており、相当量のエネルギーを消費する機器であり、我が国においては家庭用、業務用、産業用を合わせたモータの普及台数は1億台といわれています。産業用モータによる消費電力量は、我が国の全消費電力量の約55%を占めると推計されています。このモータの97%がIE1(標準効率)レベルで、トップランナー制度により、それらのモータが全てIE3(プレミアム効率)に置き換えられた場合、電力削減量は全消費電力量の約1.5%に相当する155億kWh/年間になると試算されています。非常に大きな省エネ効果が期待されます。

したがって、モータは2013年11月省エネ法の改正により、「トップランナー制度」における特定エネルギー消費機器に指定され、2015年4月1日より効率規制が開始されました。この効率規制に適合したモータを「トップランナーモータ」といい、省エネ効果の高いプレミアム効率(IE3)モータが販売されています。

環境省は2016年2月26日の「気候変動長期戦略懇談会 提言」において「2050年温室効果ガス80%排出削減の実現と我が国が抱える経済・社会的課題の同時解決に向けては、大胆な変革、すなわち社会構造のイノベーションが鍵となる。単に、現状の延長線上で考えるのではなく、エネルギー需給構造、国土・都市構造をはじめ関連する分野の将来あるべき姿から逆算して計画的に取り組める

バックキャストの考え方が不可欠である。」としています。

3. 目的

今回の事業は今年3月27日成立しました今年度予算による新規事業で予算額は10億円です。エネルギー対策特別会計という名前で呼ばれているものですが、その仕組みは石油石炭税を財源とし、一般会計に計上後、必要額を特別会計に繰り入れるもので「エネルギー需給勘定」といわれるものです。その歳出は再生可能エネルギーや省エネルギー関連の施策を実施する「エネルギー需給構造高度化対策」として今年度予算は4,966億円が計上され、経産省分は3,431億円、環境省分は1,535億円となっています。内外の経済的、社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るため、新エネルギーの製造・利用等のための技術開発に要する経費や省エネルギー設備等の導入支援に要する経費等が計上されています。

環境省は2009年度から2015年度まで「低炭素社会対応型事業」の開始後、小型合併処理浄化槽を中心に省エネ化を進めています。2014年度における主要浄化槽メーカーの出荷浄化槽基数ベースでは出荷浄化槽の省エネ基準(通常の浄化槽より電気消費量が10%削減)の適合状況は99.2%で低炭素(省エネ)型浄化槽が普及しています。さらに、2016年度以降は新たに省エネ基準(従来の省エネ基準の10%低減)と環境性能要件(コンパクト化、再生プラ材使用、ディスプレイ対応、追加省エネ基準)を加えた「環境配慮型浄化槽」の整備推進により、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の同時実現を目指しているところです。

しかし、集合住宅、学校、病院等不特定多数の利用が見込まれる施設に設置されている大型合併処理浄化槽のプロワ、水中ポンプ、スクリーン等の機械設備の低炭素化への対応は遅れている状況から、機械設備を省エネ改修することにより、エネルギー起源の二酸化炭素排出を抑制することに大きく寄与することが最大の目的です。このようなことから、あくまでもエネルギー起源の二酸化炭素排出の抑制につながるものだけに使える予算としており、これにつながらないものには適用されません。101人槽以上の既設大型合併処理浄化

槽の長寿命化を図るなど投資を促す形での省エネ強化の仕組みの構築が、生活環境の保全に役立ち、地域の低炭素・自立分散型生活排水処理システムの促進につながることが期待されています。

101人槽以上の大型合併処理浄化槽の対象設置基数は、環境省の平成28年度浄化槽の指導普及に関する調査では全国に103,084基(旧構造基準24,422基、新構造基準78,662基)あります。

4. 事業の流れ

今回の事業スキームでは従来の浄化槽事業とは違い、環境省に代わり補助金の執行を行うのは「全浄連」です。したがって、環境省に代わって全浄連が直接補助事業申請者に対して、事業完了実績報告書を審査し、問題が無ければ、補助事業申請者に1/2の補助金を交付します。

事業の流れにつきましては次の通りです。

1. 環境省は、全浄連に補助金を交付
2. 全浄連は、公募要領を定め、補助事業者を公募
3. 補助事業申請者は、公募要領に基づき申請書類を提出
4. 全浄連は、申請書類を審査
5. 全浄連は申請書類を審査後、補助金交付の可否について申請者に連絡
6. 補助金の交付決定を受けた補助事業申請者は、補助事業を実施し、全浄連に完了実績報告書を提出
7. 全浄連は完了実績報告者を審査し、問題が無ければ補助事業申請者に対して補助金を交付

5. 公募する事業の対象

本補助金の対象は(1)に適合する(2)の事業です。

(1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)を受け

ていないこと。(固定価格買取制度による売電は行わないものであることを含む。)

エ 暴力団排除に関する制約事項に誓約できるものであること。

(2) 対象事業

ア 事業の目的

本事業は、浄化槽管理者(浄化槽法第7条に規定する浄化槽管理者をいう。以下同じ)が既設大型合併処理浄化槽を改善し、省エネルギー・省CO₂に係る高効率設備等を導入する事業であって、その処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を行うことを目的としている。

イ 対象事業の要件

本事業で補助対象となる事業は、浄化槽設備において省エネ設備の導入により、施設全体の年間電気を5%以上削減できる省エネ化を図る事業であり、以下の要件を全て満たす事業であること。

(1) 浄化槽管理者が、国内において運用している既設大型合併処理浄化槽の設備に関して、以下の①及び②の組み合わせによる更新を行うことで、当該設備のエネルギー消費量を削減する事業。

- ① プロア…組み込まれたモーターについて、効率がIEC規格(国際電気標準会議)で規定される効率クラスIE3(プレミアム効率)と同等以上のものとなる省エネ型プロア(IE3)への更新
- ② その他の設備…①に該当しない設備については、省エネ型設備の導入のこと(ただし、下記の1), 2), 3)のすべてを満たすもの)

- 1) 当該施設に必要な設備であること。
- 2) 設備の更新又は改造(インバータ制御装置の導入に限る)であること。ただし、それに伴う建築・土木に係る改造等は補助対象事業に含まれない。
- 3) 導入する設備が予備機等ではないこと。

※1 エネルギー換算係数は「エネルギーの使用の合理化等に関する方向施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)」参照

※2 大型浄化槽への省エネ機器導入については「月刊浄化槽2017年3月号(p32~p35)」参照

(2) 現在使用中の浄化槽設備について、導入時よ

り省エネ化を図る改修であること。

(3) 本事業の補助により実施する事業について、他の法令及び予算に基づく補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に基づく補助金等をいう。補助金、交付金、その他相当の反対給付を受けないで行う給付金等が含まれる。)の交付を受けていないこと。

ウ 補助事業者…補助金の応募申請をできる者は、次に掲げる者としします。

- ① 民間企業
- ② 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ④ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ⑤ 地方自治法第260条の2第1項に基づき市町村の認可を受けた地縁による団体法律により直接設立された法人
- ⑥ 学校法人・医療法人・社会福祉法人
- ⑦ 法律により直接設立された法人
- ⑧ その他環境大臣の承認を得て全浄連が適当と認める者

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が「ウ」の「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画する全ての事業者のうちの1名が本補助金の応募等を行い、交付の対象となる代表の事業者(以下「代表事業者」という。)とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり全浄連が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(a) リース

リースを活用する場合は、対象設備を保有するリース事業者を代表事業者とし、対象設備を利用する事業者を共同申請者とした共同申請とし、リ

ース契約については、次に掲げる要件の全てを満たすものに限りします。

- ① リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- ② 所有権移転外リース取引であること。
- ③ 対価が対象設備の取得価額並びに利子、固定資産税等、損害保険料及び手数料の額の合計額となる契約であること。
- ④ リース期間が減価償却資産の耐用年数(法定耐用年数)の70%以上(10年以上60%以上)の契約であること。
- ⑤ 補助金が交付された場合に補助金交付額相当分がリース料の低減に充てられる旨が明記された特約又は覚書等が締結された契約であること。
- ⑥ 日本国内に対象機器を設置する契約であること。
- ⑦ 中古品の対象機器をリースする契約でないこと。
- ⑧ 親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約でないこと。
- ⑨ 交付申請時に予定していたリース期間を通じて契約が継続していること。

(b) (a)以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、補助金の交付対象者となります。また、代表事業者は、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取り組みを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり全浄連が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 同一事業者が複数の事業者について応募申請を行う場合には、事業所単位で応募申請を行う必要があります。

カ 省エネ型大型浄化槽システム高効率化設備等

導入に関する計画が具体的に作成されている必要があります。また、省エネ型大型浄化槽システム高効率化設備等導入による二酸化炭素削減効果を把握し、その削減効果を外部へ周知する計画を作成し、その実施状況について、交付規程に基づく事業報告書を指定する期日までに提出するものである必要があります。

キ 補助金の交付額

原則として補助対象経費(「7. (2)補助対象経費」参照)に次の割合を乗じて得た額を補助します。
補助率：2分の1

ク 補助事業期間

補助事業の実施期間は原則として交付決定日以降から平成30年2月末とします。

ケ 公募期間

2017年6月1日～12月31日

6. 補助対象事業の選定

- (1) 一般公募を行い、選定します。
- (2) 全浄連が設置する委員会において、対象事業の要件への適合、費用対効果(二酸化炭素1トンを削減するために要する費用)等の審査基準を策定し、全浄連がその審査基準に基づき厳正に審査を行い、環境省から交付を受けた補助金の範囲内で補助事業を選定し、補助金の交付を内示します。

なお、5. 公募する事業の対象(1)対象事業の基本的要件に適合しない提案については審査対象外として不採択となります。

また、5. 公募する事業の対象(1)対象事業の基本的要件及び(2)対象事業における「対象事業の要件」に適合する提案であっても、応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合がありますのでご了承ください。審査結果に対するお問い合わせ等は対応致しかねます。

【審査方法】

- ① 提出された交付申請書は、全浄連が審査基準に基づき、審査を行う。
- ② 審査基準は、有識者を含む中立の審査委員会を経て承認される。

- ③ 審査委員会は、審査が適正に行われているか適宜監査を実施する。

【審査基準の要点】

- ① 必要な応募書類が揃っていること、また、必要事項が適正に、嘘偽りなく記入されていること。
 - ② 事業全体でCO₂削減率5%以上を確保していること。
 - ③ 事業によるCO₂削減量に対して事業に係る経費が妥当であること。
 - ④ 事業によって放流水質が悪化するようなことがないこと。
 - ⑤ 法令を遵守していること。
- (3) その他の設備導入事業の審査及び採択の流れは以下の通りです。

提出書類に基づく事前確認…対象設備が補助事業の目的に合致しているか全浄連により確認



審査基準に基づく審査適格…審査項目について全浄連による採点



採択案の策定



採択事業の決定

7. 応募に当たっての留意事項

- (1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取り消し、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

- (2) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りま。

事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費)、設備費、業務費及び事務費であって、全浄連が承認した経費

〈補助対象外経費の代表例〉

- ・既存施設・設備の撤去費、官公庁への手続き費用、表示プレートの制作費
- ・CO₂排出削減に寄与しない機器や設備に係る費

用

- ・事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の工事費・購入費等
- ・本補助金への応募・申請等に係る経費

- (3) 維持管理

補助事業により導入した設備等は、交付規程第8条第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。また、導入に関する各種法令を遵守する必要があります。

- (4) 二酸化炭素の削減量の把握

補助事業者は、補助事業の完了後は、事業の実施による二酸化炭素の削減量の把握を行う必要があります。また、交付規程に基づき、全浄連の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供する必要があります。

- (5) 事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間(補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度末までの期間)の二酸化炭素削減効果等についての報告書を環境大臣に提出するものとします。

8. 執行団体

一般社団法人全国浄化槽団体連合会(担当:昇、杉浦、加藤)

〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町13番地
東京洋服会館7階

TEL 03-3267-9757 FAX 03-3267-9789

E-mail:info@zenjohren.or.jp

http://www.zenjohren.or.jp/

9. おわりに

本事業の補助金の執行は法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。これらの規定等が守られない場合には、交付規程に基づき交付決定解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効

果が発現していないと判断される場合には、補助金の返還などの措置を求める事が有りますので十分御理解いただいた上でご応募ください。

なお、事業パンフレット、仕様書、公募要領、申請書(見本、記入例など)等につきましては、全浄連HPからダウンロードしていただき、持参又は郵送でご提出ください。

参考文献

- 1)平成29年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業 平成29年2月環境省
- 2)平成28年度浄化槽の指導普及に関する調査 平成29年3月 環境省
- 3)最近の浄化槽を巡る動きと課題等について 平成29年6月20日 環境省
- 4)提言一気候変動長期戦略懇談会 平成28年2月26日 環境省
- 5)エネルギー対策特別会計 財務省
- 6)平成29年度予算及び財政投融资計画の説明 財務省
- 7)新エネルギー新聞 平成27年7月27日
- 8)新たな「エネルギーミックス」とは 2015年8月 経済人
- 9)長期エネルギー需給見通し 平成27年7月 経済産業省
- 10)平成28年度予算の編成等に関する建議 平成27年11月24日 財政制度等審議会
- 11)トップランナー制度 2015年3月版 経済産業省資源エネルギー庁
- 12)省エネルギー2013年5月号 一般財団法人省エネルギーセンター
- 13)トップランナーモータ 一般社団法人日本電気工業会
- 14)空衛 2017年6月号 一般社団法人日本空調衛生工業協会
- 15)月刊浄化槽2017年3月号 公益財団法人日本環境整備教育センター
- 16)平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業)公募要領 平成29年5月 全浄連
- 17)平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業)交付規程 平成29年4月25日 全浄連
- 18)平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業)仕様書 平成29年6月8日 全浄連